

ID: 1727

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	家庭的保育事業等の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17第4項の規定による。 第34条の17 4 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日